

## 論 説

# ベトナム民事訴訟における判例と 判決の公開

小 幡 葉 子

### 1. はじめに

ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」、また、本稿中の法令名は特記しないかぎり同国の法令をいう）においては、司法制度改革の一環として、判例制度の発展および判決公開が推進されているが、現行の憲法・民事訴訟法の規定や実務運用の実情を見ると、まだ多くの課題が残されている。

本稿では、判例・判決公開に関連する現行規定・実務運用の現状について概観する<sup>(1)</sup>。

### 2. ベトナムの司法制度改革

ベトナムでは、1986年の「ドイモイ政策」により社会主義体制下において市場経済が導入され、経済主体間の契約に基づく取引が経済活動上の重要性を増したことにより、行政規制と並び、国家の設営する裁判制度を

---

(1) 判例についての考察を含む現行ベトナム民事訴訟法に関する全般的論考として、井関正裕「ベトナム民事訴訟法の将来の問題」ICD NEWS 第26号（2006.3）、ベトナムにおける判例研究・日本の法整備支援について、國分隆文「ベトナムと判例の微妙な関係」法曹第670号（2006.8）、関根澄子「法整備支援の現場から－ベトナム・カンボジアにおける裁判実務の改善に向けて－」慶應法学第8号（2007.10）、宮崎朋紀「第29回ベトナム法整備支援研修」ICD NEWS 第38号（2009.3）があり、本稿では、これら論考以降の事情について紹介する。

通して司法による紛争解決が求められるようになった。また、WTO加盟(2007年)準備のための国内環境整備の一環として、また加盟後はWTOコミットメント実施を目指して、制度改革・法整備・行政改革が強力で推進された。

そのような状況の下で、2005年、ベトナム共産党政治局決議48号「2010年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの方針について」(2005年5月24日、48-NQ/TW)および同49号「2020年までの司法改革戦略について」(2005年6月2日、49-NQ/TW、以下「49号決議」)<sup>(2)</sup>が発せられた。

49号決議は、司法改革の一環としての司法手続整備の諸任務の中に、判決の公開(「国家安全、社会道徳または伝統的な民族の美徳に反する事案を除く裁判所の判決の公開に向けて着々と進むこと」(II 2.1.))および判例の発展(「最高人民裁判所は、統一かつ整合的な法令解釈についてのガイドラインを発すること、判例を発展させること、事案の再検討・再審理を行うことについて責任を有する」(II 2.2.))を含めている。

### 3. 現行ベトナム民事訴訟法における判例の位置づけ

ベトナム民事訴訟法(24/2004/QH11)は、いわゆる大陸法系の制度であって、コモンロー諸国のように、先例拘束性の原理あるいは判例自体が法たる性質を持ち法を宣言したものであるとする思想に立脚するものではない。また、同法は判例の定義・概念規定や判例という文言を含む規定を置いていない。

ベトナム民事訴訟法は、当事者の権利としての上訴については、2審制

---

(2) 国連開発計画(UNDP)による英語版 [http://procurement-notices.undp.org/view\\_file.cfm?doc\\_id=5085](http://procurement-notices.undp.org/view_file.cfm?doc_id=5085)

(裁判所組織法(33/2002/QH10)11条、民事訴訟法17条)<sup>(3)</sup>を採用し、  
県級人民裁判所または省級人民裁判所が第一審の管轄裁判所、その直近の  
上級裁判所(省級人民裁判所、最高人民裁判所控訴裁判所)が控訴審裁判  
所となるが、さらにその上位に監督審(県級の判決・決定については省  
級、省級の判決・決定については最高人民裁判所民事・経済・労働の各裁  
判部、最高人民裁判所の控訴裁判部および上記の3裁判部の判決・決定に  
ついては最高人民裁判所裁判官評議会が、それぞれ監督審裁判所となる)  
が設置されていて、判決・決定に重大な法令違反がある場合の再検討手続  
が定められているが(民事訴訟法282条以下)、当事者の監督審への申立  
権は認められておらず、最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官による  
職権申立に限られている(民事訴訟法285条)。

このような民事訴訟制度を前提とするならば、上記49号決議に現れた  
「判例の発展」とは、上訴(ただし職権申立による監督審であるが)制度  
による是正・統一が行われるという事後統制としての、また、下級審の裁  
判官が最上級審裁判所(最高人民裁判所裁判所評議会が該当すると考えら  
れる。最高人民裁判所裁判官評議会は、訴訟手続の監督および再検討を行  
う最高機関であり、下級裁判所の法適用の統一を指導する機関である。最  
高人民裁判所長官、同副長官、最高人民裁判所長官の提案に基づいて国会  
常務委員会が指名する最高人民裁判所裁判官からなる17名以下の構成員  
からなる。裁判所組織法21条)の判断に反する判断をすれば、その裁判  
は上訴の結果結局破棄されるであると予測されるため、判例に従う傾向を  
生じるという事実上の拘束力<sup>(4)</sup>を、裁判官に対して有するという内実を有  
するものと考えらるべきであろう。

---

(3) 本稿で引用する法令は、出典を示したものを除き、ベトナム政府法令データベー  
ス(ベトナム語・英語) <http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/English/legaldocuments> およびベトナム司法省データベース(ベトナム語・英語) <http://vbqpl.moj.gov.vn/vbqpl/en/Pages/search.aspx> による。

民事訴訟法の和訳は、法務省法務総合研究所国際協力部「研究報告、国際研修、  
活動成果等の紹介(ベトナム)」[http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_vietnam.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html) 所収の「外国法令和訳」に掲載されているものによる。

(4) 中野次雄編「判例とその読み方(三訂版)」(2009、有斐閣) p.10以下(中野)

#### 4. 憲法上の法令解釈権

判例の事実上の拘束力は、最上級審裁判所の判断が公権的な最終の判断であることを前提としているが、ベトナムにおいては、法令解釈権についての憲法上の国会および裁判所の権限という問題がある。

ベトナム社会主義共和国憲法は、国会がすべての国家機関の上位に位置すると規定し(「第83条 国会は人民を代表する最高の組織であり、かつベトナム社会主義共和国の国権の最高組織である。(以下略)。」)、裁判所については、最高人民裁判所がベトナム社会主義共和国の最高の司法機関であって(134条)、地方人民裁判所及び軍事法廷の司法業務を監督し指導するものと定めている。このような憲法体制の下、憲法は、国会・国会常務委員会と裁判所との権限分配について、

第84条 国会は次の義務と権限を有する。

(1ないし6項 略)

7. 国の大統領、副大統領、国会議長、国会常任委員会副議長と委員、首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長の選任、解除、及び免職する。(以下略)

(8項 略)

9. 大統領、国会常任委員会、政府、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院などが発布した全ての文書で、憲法と法及び国会決議と矛盾するものを廃止する。

第91条 国会常任委員会の責務・権限は次の通りである。

(1・2項 略)

3. 憲法、法及び布告の解釈をする

5. 憲法、法、国会決議、布告、国会常任委員会決議などの実施に当り、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院などの活動を監督・管理し、正規の文書で政府、首相、最高人民裁判所、最高人民検

察院が発布したもので憲法、法及び国会決議に反するものの執行を停止し、その件を国会に報告してそれらの廃止について国会の決定を得、政府、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院の文書で布告及び国会常任委員会決議に反するものを廃止する<sup>(5)</sup>。

（6項以下 略）

と規定している。

この国会常務委員会の法令解釈権をいかなる制度によって執行するのか、後述の2011年民事訴訟法改正法による「再検討手続」を除くと、憲法・法律による制度化が行われていない。また5項では、最高人民裁判所が発付した「正規の文書」で「憲法、法及び国会決議に反するもの」についての国会常務委員会の執行停止権等が規定されているが、この「文書」のうちに、具体的な訴訟における判決書をも含むのか、あるいは、人民最高裁判所裁判官評議会決議あるいは人民最高裁判所長官通知（いずれも法規範として国民に対する強制力が認められている。法規範文書法17・18条、1条<sup>(6)</sup>）などの司法行政文書のみを指すのかという問題もある<sup>(7)</sup>。

## 5. 裁判官評議会監督審決定の再検討制度の新設

2011年民事訴訟法改正法（65/2011/QH12）は、最高人民裁判所裁判官評議会による監督審決定の再検討制度を新設した。その要旨は以下の通りである。

- 
- (5) アジア太平洋データベース（東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室）<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/asiapacific/> 所収の邦訳（なお、同邦訳の後に2001年憲法改正（51/2001/QH1051/2001/QH10）が行われている）による。
- (6) 遠藤聡「ベトナムにおける法体系の整備—2008年法規規范文書公布法を中心に」外国の立法 238号（2008.12）p.182以下
- (7) 人民最高裁判所裁判官評議会決議の中には、手続法の施行細則（民事訴訟、破産、商事仲裁、民事手続費用など）のほか、実体法の規定を補完する内容をもつ決議もあり、たとえば、現行民法については、その制定（2005年）の翌年（2006年）に「不法行為損害賠償に関する2005年民法典の適用の指針についての最高人民裁判所裁判官評議会決議」（03/2006/NQ-HDTP）が出されており、不法行為責任の要件、損害の算定、危険物不法行為責任の要件について、民法が規定する内容をより詳細に定めているほか、婚姻家族法、相続法などについての決議がある。

(1) 最高人民裁判所裁判官評議会(以下「裁判官評議会」)決定について、決定当時判明しなかった重大な法令違反または決定の基本的内容に影響を与える新しい重要な状況が発見されたと認める理由がある場合には、国会常務委員会の請求、国会司法委員会・最高人民検察院長官の勧告、最高人民裁判所長官の提案に基づき、この決定の再検討を行う(310条a1項)。

(2) 国会常務委員会の請求があれば、裁判官評議会が必要的に再調査を開始し(同条2項)。その他の機関の勧告・提案については、裁判官評議会が再検討の要否を判断することができる(同条3項)。

(3) 裁判官評議会が、当該決定に重大な法令違反または決定の基本的内容に影響を与える新しい重要な状況があると認めた場合には、当該決定およびその下級審判決・決定を無効とし、必要があれば、当該決定の内容の変更、故意・過失により当事者に与えた損害の賠償、下級審裁判所への差戻などを決定する権限を有する(310条b3項)。

これら規定は、国会常務委員会の法令解釈権行使の制度化ともいえるが、その枠組みは、国会常務委員会に裁判官評議会決定の再検討を勧告する権限を与えているものの、再検討の結果、当該決定を無効とするかどうかは、最高人民裁判所裁判官評議会が判断するというものである。国会常務委員会自身が最終的判断を下して判例統一機能を担うというより、裁判所評議会の権限発動を促すという側面が強いといえる。

当事者としての立場から見ると、当事者の申立権がなく、職権による再検討請求・勧告・提案に限定され、当事者の手続関与も保障されていないほか、請求・勧告・提案には明文の期間制限規定が置かれていない(監督審への異議申立期間は判決の効力発生日から原則3年以内、民事訴訟法288条)ため、決定発効後も不安定な状態が継続することとなる。

## 6. 判決公開の現状

民事訴訟法は、判決は公開の法廷で言渡され（15条）、判決書は当事者に交付される（241条）と定めているが、判決書の公開・閲覧についての明文規定を置いていない。しかし、司法改革に関する49号決議（上記2.）とほぼ同時期から、最高人民裁判所裁判官評議会決定の公開が始まり、現在まで順次実施されている。

### （1）最高人民裁判所監督審データベース

#### i. データベース開始の経緯

2005年5月、最高人民裁判所裁判官評議会の2003年および2004年決定集が出版された。これが同評議会決定の最初の公刊物である。引き続き2008年5月に、2005年および2006年の決定集が刊行された<sup>(8)</sup>。

他方、世界銀行の貧困削減支援借款第2ラウンド（PRSC6-10、2006-2010年）では、支援対象となるベトナム政府の開発政策の一つとして「最高人民裁判所監督審から他の裁判所判決・決定へと体系的かつ広範囲な公開を進める」ことを掲げている<sup>(9)</sup>。

最高人民裁判所は、このような状況を踏まえて、2010年5月26日、電子ポータルにおける監督審決定の公開を決定した<sup>(10)</sup>。また、このポータルには、規定集、裁判官マニュアル等と並んで、2002年から2006年までの240件以上の同評議会決定が掲載され、順次新しい事件が追加掲載される予定であるとされている<sup>(11)</sup>。

#### ii. 現在の運用状況

同データベースは、最高人民裁判所の電子ポータル<sup>(12)</sup>に掲載されており、インターネットでのアクセスが可能である。

(8) Press Releases (May 15, 2008), The U.S. Embassy Hanoi

(9) Report No.64923-VN (14/Nov/2011) The World bank

(10) 最高人民裁判所副長官決定30/HTQT

(11) Former Ambassadors (April 22, 2010), The U.S. Embassy Hanoi

(12) 最高人民裁判所監督審決定（ベトナム語）<http://toaan.gov.vn/portal/page/portal/tandtc/545500/3377352>

本稿執筆時(2012年9月11日)には、2002年12月26日決定(2件)から2012年5月29日決定まで、合計499件が掲載されている。内訳は、分野別では、民事267件、行政15件、刑事179件、経済23件、労働15件、審級別では、監督審494件、再審5件(うち民事2件、刑事3件)となっている。

各事件のデータには、本文のほか、事件名、事件番号(たとえば、民事では「土地価格の補償についての監督審決定」(9/2012/DS-GDT)、「グゥエン・ヴァン・ハイ氏の共有財産分割及び遺産共有財産分割についての監督審決定」(8/2012/DS-GDT)などと表示される)、裁判所、決定年月日、審級、分野、言語が掲載されているが、判例要旨、適用条文その他の付加的な情報は掲載されていない。

## (2) その他の媒体

### i. 書籍

ホーチミン市の一般書店では、「判決決定選集」と名付けられた数種の書籍(研究者が独自に判決書を収集し、これに表題を付して体系化したもの)が販売されており、婚姻・家族法選集のほか、同じ出版社から、契約法、不法行為法、民事訴訟法、土地使用権、商事仲裁、の選集が刊行されている。

上述の婚姻・家族法選集<sup>(13)</sup>の序文には、「この選集は、司法改革戦略に関する2005年6月2日付第49号政治局決議に示された「判例の発展」という方向性に合致するものであり、読者に対して、婚姻・家族に関する事件の解決のために重要な情報を数多く提供するであろう。」との記載があり、興味深い。

これらの書籍は、掲載判決・決定を分類・配列し、目次を作成しているが、判決・決定の選択基準は示されていないし、判決書記載内容以外の情

---

(13) ド・バン・ダイ編「ベトナム裁判所婚姻・家族法判決決定選集」(労働出版社ホーチミン支社、2011年)



報(判示事項、要旨、上訴関係、適用条文)や参考文献、判例評釈などは付加されていないから、いわば参考のための素材集という性質をもつものとなっている。

## ii. 投稿サイト

インターネット上では、一般ユーザーからの投稿による判例検索データベース「ベトナム判例検索」<sup>(14)</sup>のような試みも見られる(ただし、同サイトの収録事件は、2008年掲載分以降ほとんど更新されていない)。

### (3) 実務家の態度

筆者が個人的にベトナムの弁護士数名に聞いた限りでは、受任案件を検討するにあたってベトナム国内の裁判例を調査することが重要であるとの認識はないようであり、上記のデータベースや書籍などもあまり利用されていないようであった。そのため、紛争解決手段として依頼者に対して訴訟制度の利用を積極的に勧めず、契約段階で仲裁を選択するか、訴訟提起後も和解による解決を図るという手法が好まれる傾向が強いように思われる。

## 7. 今後の方向について

### (1) 憲法改正

国会と裁判所との権限分配については、現在起草作業が進行している現行憲法改正によって、何らかの変更が行われる可能性があり、注目される。

2011年8月、国会に憲法改正起草委員会が設置され<sup>(15)</sup>、同年6月下旬までのベトナム国会においても、憲法に関する様々な議論が行われた。

憲法改正の課題について、司法省のホアン・テ・リエン次官は、ベトナム国内英字紙のインタビューで、「1992年憲法についてどのような変更が検討されているのか」という質問への回答の中で「国会が立法機関(the

(14) Suu Tam An Le Viet Nam/ Vietnam Digest of Case Law <http://suutamanle.vn/>

(15) Viet Nam News (Aug 5, 2011)

legislative body)である一方、政府が行政機関(the executive agency)、裁判所が司法機関(the judiciary)であることを明確に描くことが重要である」、また、「修正された憲法においては政府の権限と義務はどのように変わるのか」との質問への回答の中で「高度の自律的な権利を行政機関に付与するということは、権利の濫用を阻止するために政府に対するより厳しいコントロールがなされることを意味する」と述べている<sup>(16)</sup>。

また、ハ・フン・クオン司法大臣は、2012年7月6日、名古屋大学主催の「ベトナム法務セミナー」において講演し<sup>(17)</sup>、参加者との質疑応答の中で、判決の公開・判決の予見可能性についての質問に対して、以下のよ  
うな趣旨の発言を行った<sup>(18)</sup>。

- ・訴訟法上、判決の公表を義務付ける規定はないが、審理の公開に関する規定はある。また、判決は当事者に対して言い渡されている。
- ・監督審決定を判例として認めるべきかという問題と関連して、憲法上の国会常務委員会が法令解釈権を有する点について、現在議論されており、憲法改正により法令解釈権を裁判所に付与する可能性がある。
- ・現状では、裁判所に法令解釈権がないために、判決は当事者に対してのみ言い渡されている。
- ・これらの問題について、日本を含む法整備支援国と協力して研究している。
- ・2016年までの第13国会において、民事訴訟法・刑事訴訟法を改正し、その中で判決の公表の明文規定を置くことを検討している。

---

(16) Viet Nam News (May 8, 2012)

(17) 2012年7月、グウェン・スアン・フック副首相を団長とする司法調査団が来日し、クオン司法大臣はそのメンバーとして来日された。同調査団は、憲法改正について日本の研究者、実務家らと調査・意見交換したほか、中部地域の企業関係者を対象とする「ベトナム法務セミナー」に招かれた(プレスリリース(2012年7月2日)国際協力機構(JICA))

(18) 以下は、同セミナーに参加した筆者のメモによる。

（２）判例制度が機能するための社会的インフラの必要性

憲法・民事訴訟法などの法制度整備が進み、また、裁判所データベースによる判決・決定の公開が効率的に運用されたとしても、当事者、法律実務家その他裁判制度のユーザーにとっては、実際に公開された判決を調査し、日々の実務において一定の予測可能性に基づく議論が可能となるというメリットを享受するためには、さらに、民間のデータベース、法律雑誌・書籍への判例評釈の掲載などが広く行われ、それらの間での相互参照が可能となるという環境整備が必要である。さらには、その基礎を構築するためには、法学研究・教育の場において、判例研究が進展することが重要である。ベトナムにおいては、このようないわば判例制度の社会的インフラの構築が大きな課題であり、着実に実現されることを期待したい。

（本学法科大学院教授）